



特集

不法投棄は犯罪です

不法投棄とは

「ごみは決められたルールに従って処理しなければなりません。不法投棄とは文字通り、違法に「ごみを捨てる」とことです。土岐市は山や川に囲まれた自然豊かなまちです。しかし、一部の身勝手な人の行為が地域の景観を損ねるだけでなく、自然環境を破壊する原因になっています。今回、市内で起きていた不法投棄の現状を紹介します。

不法投棄は犯罪！

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、「5年以下の懲役もしくは1千万円（法人では3億円）以下の罰金、又はその両方」を科すといった厳しい罰則のある犯罪行為です。実際、市内において数十万円の罰金を科せられたケースもあります。



市内の山中に捨てられたごみ

不法投棄防止対策

職員による巡回
毎日、「ごみが捨てられるやすい山の中などの市有地を職員がトロックで巡回しています。

行行為者を特定
不法投棄が発見された場合、「ごみの中から行為者の手掛かりを探し、警察と連携して行為者を特定し、撤去させています。

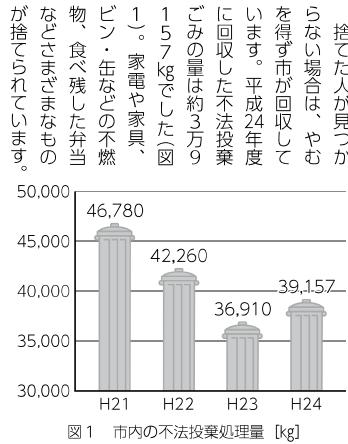
不法投棄監視員による巡回

不法投棄を防止するため、各町から推薦された市内在住の39の方は不法投棄監視員を務めています。監視員の皆さんは定期的に担当地区を巡回し、環境課へ監視報告をしています。
不法投棄監視員を16年前から務めている杉浦さん、「こうしたら不法投棄が減るのか伺いました。みんながやれば、まちはきれいになるかと思います。

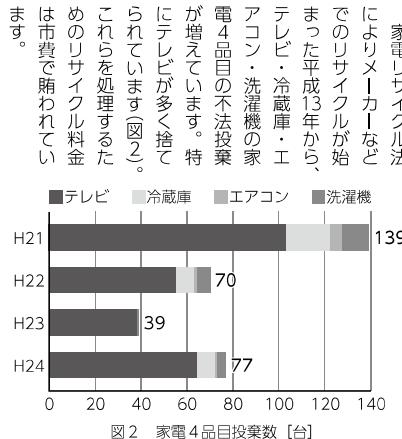


不法投棄監視員（駿知地区）
杉浦榮誠さん

1年で39トン!!



家電4品目の不法投棄



によりメーカーなど
でのリサイクルが始
まった平成13年から、
テレビ・冷蔵庫・工
アコン・洗濯機の家
電4品目の不法投棄
が増えていています。特
にテレビが多く捨て
られています（図2）。
これらを処理するた
めのリサイクル料金
は市費で賄われてい
ます。



一人一人にできること

★捨てられにくい環境づくり
土地の所有者には管理責任があります。「草刈りがされていない」「「ごみが散乱している」など管理が十分に行き届いていない土地は、不法投棄されやすくなります。

自分の土地に立ち入れて捨てられるよう、柵や鎖などで不法投棄対策をしましょう。
不法投棄された場合、土地の所有者や管理者は、不法投棄された廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。

自分たちのまちを みんなで監視

不法投棄監視員および職員による巡回など監視体制の強化を図っていますが、何より、市民の皆さんが「不法投棄は許さない」という気持ちで、一人一人が監視の目を光らせることができます。

未来の子どもたちに豊かな自然環境を残すためにも、不法投棄防止にご協力ください。

図 環境課（内線252）



不法投棄を見発したら

不法投棄を見発した場合には、環境課または警察へ連絡してください。皆さんからの連絡によって早期対応が可能となります。協力をお願いします。

最近では不法投棄の量が若干減っていると感じますが、まだまだ山などにたくさん捨てられています。同じ場所に捨てられていることが多いですね。
不法投棄を減らすには、一人一人の意識が大事だと思います。外出した時に出たごみは、出先で捨てるのではなく、なるべく家に持つて帰る習慣を身に付けることや、自分が捨てたものではなくても田に付いたごみがあったら拾ってごみの収集日に出したりするなど、みんながやれば、まちはきれいになるかと思います。